平成２９年（フ）第２４６号
釧路市愛国東２丁目15番18号　下宿テイクケア、申立前の住所釧路市桜ケ岡３丁目12番23号　桜の園
債務者　篠原　和也
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第８４号
北海道北見市常盤町３丁目７番７号　２－Ｂ号、前住所北海道北見市中ノ島町４丁目10番21号　ステイツ中ノ島１－Ｄ号
債務者　佐藤　晴行
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
青森県三沢市岡三沢２丁目５番地７号　コーポフレンド５号、旧住所青森県三沢市大字三沢字下久保41番地634号
債務者　冨田扶美子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第７６号
青森県三沢市岡三沢５丁目27番地２号　山本知男貸家１号
債務者　小泉るい子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第３３２号
盛岡市紅葉が丘14番15号
債務者　古舘　　萌
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３４６号
盛岡市津志田南２丁目11番58号　アパートメントハウス仁安Ａ105号
債務者　齊藤　由佳
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５号
岩手県二戸郡一戸町一戸字蒔前47番地１　一井アパートＦ号
債務者　釜石　春奈
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第１４５５号
さいたま市緑区松木１丁目14番地７　ローティハイツ104号室　三浦方
債務者　小松　　博
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４３号
埼玉県新座市馬場４丁目６番35―205号
債務者　櫻井健太郎
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２５号
埼玉県三郷市泉１丁目14番地13　パークハイム101
債務者　嶋　加奈子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９８号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目13番地36
債務者　鈴木　沢美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６５２号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目１番32―201号　クリスタルマンション
債務者　有本　和代
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３７号
千葉県銚子市竹町1528番地の４
債務者　廣田季代子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４９号
名古屋市南区本城町２丁目５番地の１　本城ビル302号、従前の住所名古屋市南区本城町２丁目36番地　リバーサイド本城　105号
債務者　大西　春香
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６２号
北海道広尾郡大樹町字大樹274番地
債務者　遠藤　明子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３２６号
盛岡市東松園１丁目12番13号　タウンハウスまごのて、旧住所盛岡市青山２丁目２番23号
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部